

ST 基準の運用解釈

確認年月日	2025 年 10 月 24 日	【番号】 1
項目	組立	
規格番号	4. 29 (ST2025)	
件名	組立指示書の提供方法 (QR コードを介した Web サイトでの提供)	
【事案内容】 組立 (4. 29) の要求事項に関し、簡易なプラスチックモデルなどについて、商品パッケージ (包装) に「QR コード」を介して「Web サイトで組立指示書を提供」することができるか。 (4. 29 は ST2025 で追加された項目)		
【判断】 1. 適切に組み立てないと危険な玩具は、消費者がその玩具を受け取る時点で組立指示書も同時に提供されている必要がある。 このため、QR コードを介して Web サイトで組立指示書を確認する方法は、基本、この条件を満たさないと判断される。 2. なお、組立そのものが遊びの価値の中心であり、組立後の使用が主目的ではない場合には、商品パッケージ等の QR コードを介して、Web サイトで組立指示書を提供することも可能である。 ついては、商品ごとに「組立そのもの」と「組立後の使用」のいずれに重点が置かれているかを踏まえ、個別に判断するものとする。 具体的な例 (1) 「大人が組み立てることを意図した玩具」 (例：乗用玩具、メリー、遊具関連等) 使用時の安全確保には、組立指示書どおりに組み立てることが不可欠であり、「組立後の使用」に重点が置かれていると判断される。この場合、組立指示書は、リーフレット等の形で製品に同梱・提供する必要がある。 (2) 「子供が組み立てることを意図した玩具」 (例：プラスチックモデル、ブロック玩具等) 組立自体が遊びの価値の中心であり、「組立後の使用」が主目的ではないと判断される場合には、QR コードを介して Web サイトで組立指示書を提供する方法も可能である。		
【関係規定・資料等】 ST2025 4. 29. 1 一般 組み立てることを意図した玩具には、製造者が意図したとおりにその玩具が組み立てられることを確実にするため、十分に詳細な組立指示書を付けなくてはならない。 乳幼児用玩具には、本件に該当する製品は事実上無いと考えられる。 (参考) EN71-1:2014 +A1:2018 4. 2 A. 4 Assemble		